

委員間討議用

総合事務所及び町内会と地域自治・住民自治

今日のミッション

※先回の委員会で取捨選択した結果、あまり中身が残っていませんでした。

※地域自治・住民自治の視点から、委員の皆さんが感じる「総合事務所の課題とあるべき姿」「町内会の課題とあるべき姿」をもう一度話していただき、まとめます。

以下、先回を受けたまとめです。

「総合事務所のあり方」

《総合事務所の課題》

総合事務所は所謂 13 区だけに設置されている。これは、平成 17 年の大合併時に旧町村での自立的な自治権を維持する事がある程度許容するという為政者の意志に基づくものである。13 区の住民としてもこれまでの権益を保持したいという意識があった。結果現在に至るまで総合事務所は 13 区の「住民サービスの拠点」として位置づけられている。

その後上越市自治基本条例に則り、所謂合併前上越市にも 15 区の自治区がつくられたが、それぞれに総合事務所が置かれることはなかった。

地域自治・住民自治は、従来の行政サービスの括りではなく、本来「地域の居住者が自主的に地域自治組織を結成し、活動費を自前で確保し、地域自治活動をする事」である。したがって行政の組織である総合事務所とは一線を画し自立することが自然である。では地域自治・住民自治の視点からの総合事務所の存在理由は何か。

総合事務所は、住民自治組織が、地域での自治活動を通して課題をまとめたうえで、直接要請する「行政の最前線の組織」といえる。そうした地域自治・住民自治から要請を受ける組織として総合事務所は存在する。

だが現在の総合事務所は、機能、権能、能力いずれも心許ないと言わざるを得ない。総合事務所長の権能は、町村時代の町村長と程遠く、総合事務所長が判断を下せることが少ない。市民にとってはスピード感が感じにくい。また産業建設グループの集約が行われて久しいが、災害対策を担うセクションであり、各区に無い事への不安はどうしても生じる。ほかにも・・・・・・・・・・

住民自治を支え、住民要望を具現化するという責任を果たす総合事務所となるために、以下提言する。

《提言》

◎13 区の総合事務所の統合と機能集約を進める事

各総合事務所ならびに基幹事務所のこれまでの設置目的に対する効果・評価を検証したうえで、各区総合事務所のあり方を市民サービスの充実と事務所機能充実の観点で再検討し、総合事務所の統合と機能集約化の検討を進める。

柿崎区総合事務所、浦川原区総合事務所、板倉区総合事務所に統合、機能集約し、それぞれの総合事務所長の権限を大幅に拡充する。

所長権限の拡充とは、具体的に・・・・・・・・・・

その他の総合事務所は、行政しかできない窓口業務等を行う出張所として存続させる。

対案

◎13 区の総合事務所は存続、すべての総合事務所の機能を強化する事

13 区の総合事務所は存続させる。なぜなら・・・・・・・・・・

例えば現在産業建設グループは三つの基幹総合事務所に統合されているが、災害対策の中心を担う組織であり、それでは機能を果たせるか疑問がある。した

がって各総合事務所の基本的機能として各区に再配置する。

また・・・・・・・・・・・・・・・・

◎合併前上越市の 15 区に総合事務所を設置する事

合併後、合併前上越市のエリアに、昭和の大合併以前の旧当村単位を基本とした所謂 15 区が設置されたが、それぞれの区に総合事務所は設置されなかった。所謂 13 区ほどの強い自立意識はなく、自主独立した区のあり方はいまだ模索中といわざるを得ない。しかしこれら 15 区においても地域自治・住民自治を進めていくことは命題であり、それぞれに総合事務所を設置すべきである。

具体的には・・・・・・・・

対案

◎合併前上越市の 15 区を集約し、総合事務所を設置する事

合併前上越市のエリアに設置された所謂 15 区は、昭和の大合併以前の旧当村単位を基本としており、所謂 13 区ほどの強い自立意識はなく、自主独立した区のあり方はいまだ模索中といわざるを得ない。しかしこれらの地区においても地域自治・住民自治を進めていくことは命題である。それには 15 区の区割りは細かすぎる。したがって合併前上越市の 15 区を適正なブロックに集約し、そこに総合事務所を置くべきである。

あるいは

◎合併前上越市の 15 区を担当するまちづくりセンターの機能を拡充する事

事実上 15 区の地域自治・住民活動を総合事務所的に支えているまちづくりセンターの機能を大幅に拡充する。具体的には・・・・・・・・

◎総合事務所長の権能を高める事

地域の方向性を定め、独自計画及び独自予算を立てて自主自立を図る事を前提に考えると、地域協議会での集約を経たうえでの立案化、予算建、執行を行うにあたって、現在の所長権限を大幅に高める必要がある。

◎すべての総合事務所において地域自治・住民自治を支える機能を強化する事

自治基本条例にある市民と行政と一緒に政策決定していく協働の理念が達成出来るよう総合事務所の権能を向上させ、市民に信頼される仕組みとする。

各区で地域計画が策定され独自予算が組まれるとして、それは地域協議会を核とした住民自治組織だけの力ではできない事は明白である。行政スキルを持つ総合事務所の力がどうしても必要となる。すべての総合事務所において地域自治・住民自治を支える機能を強化する検討を行う。

具体的には適正な担当者の数を確保するとともに、区の様々な住民組織を連携する要としての役割から、ファシリテーション力のアップ、計画策定・予算化する力まで、さまざま考えられる。その他にも・・・・・・・・

「町内会のあり方」

《町内会の課題》

町内会及び町内会活動は、地域自治意識により結成された地方自治体の最小自治組織であり、自主財源を持ち、民主的に選ばれた役員によって運営されている。

町内会とは地縁団体として地域の中心的役割に位置し、地域自治・住民自治の原点そのものである。またその集合体としての「町内会長連絡協議会」等も自治区の課題解決に努めてきている。一方町内会は行政との関わりが強く、各種行政サービスを執行する契約関係にもある。

地方公共団体から見た場合、民主的に運営されて結成されている町内会が行う諸活動については、最大限に尊重されるべきである。

しかし合併後、地域協議会が加わるようになってから、誰が地域の課題を整理していく適格者が分かりづらくなってしまった。町内会と別の組織である地域協議会に地域の課題解決ができるか疑問の声があがっているのも事実である。

以上の構図から町内会と地域協議会の関係性のあり方を整理しなおす必要があると思われる。

※町内会は、我々から提言すべきことがあるのか？

※提言するのであれば・・・・・・・・・・

以上、委員の皆さんの意見をききたい。